

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公表番号】特表2015-507301(P2015-507301A)

【公表日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-015

【出願番号】特願2014-556683(P2014-556683)

【国際特許分類】

G 06 F 9/50 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/46 4 6 2 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年9月28日(2018.9.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クラウド環境においてコンピュータリソースを管理する方法であって、前記方法は少なくとも1つのサイトサービススマネージャが、第1のアプリケーションプログラミングインターフェース(API)を介して、一組のサービスパラメータを含むクラウドサービス仕様(CSS)を受取るステップを備え、前記CSSはデータベースに格納されており、

前記少なくとも1つのサイトサービススマネージャが、分散協調・メッセージジングサービスを介して、少なくとも1つのクラウドサービススマネージャを協調させるステップとを備え、

前記協調させるステップは、

少なくとも1つのクラウドリソースの管理を行なうためのクラウドサービススマネージャを特定するステップと、

前記クラウドサービススマネージャに対して、前記一組のサービスパラメータについての識別子を割り当てるステップとを含み、前記クラウドサービススマネージャは、前記クラウドサービススマネージャに割り当てられた前記識別子についての、前記データベースに格納された一組のサービスパラメータに基づいて、前記少なくとも1つのクラウドリソースを用いてクラウドサービスをインスタンス化するように構成される、方法。

【請求項2】

クラウド環境においてコンピュータリソースを管理するシステムであって、前記システムは

少なくとも1つのサイトサービススマネージャを備え、前記少なくとも1つのサイトサービススマネージャは、

第1のアプリケーションプログラミングインターフェース(API)を介して、一組のサービスパラメータを含むクラウドサービス仕様(CSS)を受取るように構成され、前記CSSはデータベースに格納されており、

分散協調・メッセージジングサービスを介して、少なくとも1つのクラウドサービススマネージャを協調せるように構成され、

前記協調させることは、

少なくとも1つのクラウドリソースの管理を行なうためのクラウドサービススマネ

ージャを特定することと、

前記クラウドサービスマネージャに対して、前記一組のサービスパラメータについての識別子を割り当てるごととを含み、前記クラウドサービスマネージャは、前記クラウドサービスマネージャに割り当てられた前記識別子についての、前記データベースに格納された一組のサービスパラメータに基づいて、前記少なくとも1つのクラウドリソースを用いてクラウドサービスをインスタンス化するごと構成される、システム。

【請求項3】

前記クラウドサービスマネージャは、クラウドサービスフレームワークと、第2のAPIとを含み、

前記クラウドサービスフレームワークは、前記クラウドサービスマネージャによって管理される前記少なくとも1つのクラウドリソースをスケーリングするごと構成され、

前記システムは、前記クラウドサービスマネージャと連携取りするごと構成されたコントローラをさらに備え、

前記コントローラは、ユーザによって提供される前記一組のサービスパラメータに基づいて、前記クラウドサービスをインスタンス化するごと構成され、

前記コントローラは、前記第2のAPIを介して、前記クラウドサービスフレームワークと通信するごと構成される、請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記クラウドサービスフレームワークは、前記コントローラを有効にするごと構成される、請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記コントローラは、前記第2のAPIを介して、前記クラウドサービスをインスタンス化する、請求項3または4に記載のシステム。

【請求項6】

前記クラウドサービスフレームワークは、機能しなくなったクラウドリソースを取り換えるために、冗長なクラウドリソースを要求するごと構成される、請求項3～5のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項7】

前記クラウドサービスマネージャは、前記少なくとも1つのクラウドリソースを構築および制御するごとさらに構成される、請求項2～6のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項8】

前記クラウドサービスマネージャは、クラウド環境に配置される、請求項2～7のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項9】

前記少なくとも1つのクラウドリソースは、バーチャルマシン、オペレーティングシステム、物理的計算装置、ストレージサービス、ネットワーキングサービス、および高レベルアプリケーションのうちの少なくとも1つである、請求項2～8のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項10】

前記少なくとも1つのクラウドリソースは、物理マシン、オペレーティングシステム、ストレージサービス、ネットワークサービス、および高レベルアプリケーションのうちの少なくとも2つの組合せである、請求項2～8のいずれか1項に記載のシステム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

D DSにおいてサービスパラメータが保存されると、DCメッセージングサービスが通知される。DCメッセージングサービスは、サービスパラメータに識別子を割り当てて、

当該識別子をレジストリに入れる。各々のクラウドサービススマネージャにも識別子が割り当てる。D C メッセージングサービスは、それぞれの識別子を用いて、サービスパラメータを特定のクラウドサービススマネージャに割り当てる。クラウドサービススマネージャは、ロードバランサによる負荷に従ってクラウドサービスのインスタンス化に割り当たられるか、または負荷に従ってサイトマネージャのインスタンス化に割り当たられる。